

CLAIR REPORT No.272

Council of Local Authorities
for International Relations



財団法人 自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

英国の地方選挙風景(地方版マニフェストの実情)

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 272 (Oct 14, 2005)

財団法人自治体国際化協会
(ロンドン事務所)

目 次

はじめに

概要	i
第 1 章 英国の統治構造	1
第 1 節 概要	1
第 2 節 英国議会	2
第 3 節 労働党の地方分権政策によって誕生した地域議会	3
第 4 節 グレーター・ロンドン・オーソリティ (G L A)	4
第 5 節 地方自治体	4
第 6 節 地方自治体の内部構造	5
1 日本と異なる英国の地方自治体の構造	5
2 2000 年地方自治法による内部構造改革に対する反応	10
第 2 章 英国の政党と地方選挙	11
第 1 節 政党	11
1 沿革	11
2 地方自治体レベルの政党	15
3 英国民と政党	16
4 党大会の役割	16
第 2 節 地方選挙制度	17
1 法的背景	17
2 選挙制度の種類	18
3 政党登録	21
4 有権者	21
5 被選挙権者	21
6 選挙日程	22
7 補欠選挙	23
8 選挙区割りの見直し	23
9 地方自治体の施設の提供	24
第 3 節 選挙制度改革	24
1 地方選挙における投票率の低迷	24
2 政府の対応	24
3 2000 年パイロット・スキームの実施	25
4 郵便投票制度拡大の試み	25
第 4 節 選挙費用の規制	26

第5節 英国の地方選挙風景	27
1 マスメディア	27
2 選挙期間中の風景	28
3 政党支持者確認作業と投票日当日の活動	29
第3章 英国の地方版マニフェスト	31
第1節 概要	31
第2節 地方版マニフェスト	31
1 概要	31
2 マニフェストに関わる主体	32
3 地方版マニフェストの限界	33
第3節 地方版マニフェストの事例	34
1 概要	34
2 「ニューカッスル」労働党及び自由民主党マニフェスト	34
3 「ルイシャム」労働党マニフェスト	38
4 「ノースタインサイド」保守党マニフェスト	40
5 「グレーター・ロンドン・オーソリティ」労働党マニフェスト	41
参考資料編	45
【資料1】ニューカッスル労働党マニフェスト	46
【資料2】ニューカッスル自由民主党マニフェスト	53
【資料3】ルイシャム労働党マニフェスト	67
【資料4】ノースタインサイド保守党マニフェスト	70
【資料5】GLA労働党マニフェスト	76
主要参考文献	97

はじめに

英国の地方自治体では、サッチャー保守党政権が成立した頃から現在の労働党政権に至るまで、多岐にわたる構造改革が行われている。日本では地方自治体の首長は地方議員とは別に選ばれるが、英国ではこれまで議員の中から過半数を占める政党の中心人物がリーダーとして自治体の主導権を握っていた。従って、英国では地方政治においても、一般的にまず政党に属し、選挙に勝利することを目標にするのだが、有権者は候補者が所属する政党とその政策を重視する傾向が強い。そこで、各党の政策を有権者に提示する手段であるマニフェストが重要な役割を果たす。

日本でもマニフェストという言葉は 2003 年の流行語大賞に選ばれ、メディアにおいても見聞きしない日がないくらいに浸透してきた。

英国のマニフェストについては国政については多く紹介されている。一般に各政党の「政権公約」を意味し、マニフェストを通じて各政党は、政権を獲得した時には「必ず実行する政策」を国民に約束する。しかし、地方版マニフェストについてはこれまで実態が明らかにされてはいない。

そこで今回の調査では、英国の地方選挙と地方版マニフェストに焦点を当てている。地方選挙制度の説明とともに選挙時の一般的情况や政党活動にも触れ、英国における地方選挙全般についても理解ができるように配慮している。また、調査にあたっては、日頃政務を担当している所員を中心に、実際に英国の地方自治体で政務補助員（Political Advisor）としてマニフェスト作成に関わった経験を有するロンドン事務所現地調査員と連携をとりながら、地方自治体の現場での情報収集に努め、分析を行った。また、国政レベルの動きにも関心を払い、各党の年次党大会に出席して各党の政策比較を行うなど日頃からの成果を含めてとりまとめたものである。法制度・財源上の制約がある中で、英国の地方レベルにおいてどのようなマニフェストが作成されているかを考察することは、同じく財源の多くを国に依存している日本の地方自治体にとって参考になるのではなかろうか。本稿が英国の選挙制度のみならず地方行政システムを総合的に理解するための一助となれば幸いである。

(財) 自治体国際化協会 ロンドン事務所長

概要

本稿では、英国の地方選挙がどのように行われているかを概観する。英国の選挙では候補者間の政策論争に力が入れられており、その中で重要な役割を果たしているのがマニフェスト（政権公約）である。

英国において、マニフェストは有権者が各政党の具体的な政策を理解するための手段として定着している。近年日本でも多く紹介されているように、英国の「国政選挙」においては、各政党が発表するマニフェストは期限・目標・財源付きで政権獲得後に実現する政策を明記したものとなっている。英国のメディアも総選挙時には各党のマニフェストを比較し、有権者が投票する時の重要な判断材料となっている。しかし、英国の「地方選挙」のマニフェストに目を移すと、目標を達成する具体的な手段と財源が明示されているものは少なく、有権者への配布部数も極めて少ない。この背景には、英国の地方自治体の役割が、英国議会から授権された事務のみを行うという限定されたものになっていることがある。財政状況は一般的に8割弱を政府からの補助金等に依存し、財政面での自主性も極めて限られている。英国の地方版マニフェストを読み進める上で、日本より更に中央集権的な一面を持つ英国の中央・地方関係を理解する必要があるであろう。

以上の背景を理解するために、第1章では英国の統治構造と、その中で地方自治体の位置づけがどのようになされているかについて概観している。また、ブレア労働党政権は「2000年地方自治法」において地方自治体の内部構造改革を行い、伝統的な英国の地方自治体運営方法にメスを入れた。この内部構造改革は、地方自治体の首長を直接住民の選挙で選ぶことを可能とする直接公選首長制の導入も含まれており、昨今の英国の地方版マニフェストでもこの内部構造改革の是非が大きな争点の一つになっている。

第2章では、英国の地方選挙制度、選挙における政党の役割及び実際に選挙活動がどのようになされているかを紹介している。

第3章では、英国の地方版マニフェストに焦点を当てている。上述したように、英国の地方選挙に対する住民の関心は低いですが、地方レベルにおいてもマニフェストは一定の役割を果たしており、カウンスル（市役所）で過半数を制している支配政党は、カウンスルの仕事がマニフェストに従っているか、または、少なくともマニフェストの達成に向けて進捗しているかを確認するため行政運営の監視を行っている。カウンスル事務職員はカウンスル議会議員にカウンスル行政の説明を行う際に、議員の所属政党のマニフェストに注意を払うようにしている。一方で、地方自治体は中央政府によって財源面から厳しく統制されているため、地方団体独自の公約を達成することが困難な側面もある。このことから地方選挙時にあえてマニフェストを作成しない地方政党も存在する。

続いて、地方版マニフェストの事例を紹介する。イングランドの地方自治体が最も多く採用している「リーダーと議院内閣」制度または「委員会」制度では、地方議会で過半

数を制した政党が内閣または委員会を通じて行政執行の責任者となるので、マニフェストに掲げた政策を実行することが可能である。「リーダーと議院内閣」制度を採用している自治体として、ニューカッスル市の与党であった労働党及び野党であった自由民主党のマニフェストを採りあげる。

次に 2000 年地方自治法によって新たに採用できるようになった「直接公選首長」制度では、首長と地方議員の 2 者をそれぞれ選挙で選ぶが、選挙は政党中心に行われ、首長候補者も議員候補者も共通の政党マニフェストを掲げて選挙戦を戦う姿が一般的である。この「直接公選首長」制度を採用している地方自治体としてロンドン・ルイシャム区とノース・タインサイド市を採りあげる。ロンドン・ルイシャム区労働党は、首長候補者も議員候補者も共通のマニフェストを使って選挙を戦ったが、労働党候補者が首長に当選し、議会も労働党が過半数を制したのでマニフェストに掲げた政策も実現に向けて進んでいる。一方、ノース・タインサイド保守党においても、首長候補者と議員候補者は共通のマニフェストで選挙を戦ったが、保守党候補者が首長となり、議会は労働党が過半数を制した。政策執行責任者は首長であるが、議会多数派の労働党がことごとく首長の政策に反対し、市政は混乱した。ノース・タインサイド市のような状況は、従来英国の地方自治体が採ってきた「委員会」制度では想定されなかったことである。

最後に、混雑課金制度の導入など日本でも注目される政策を矢継ぎ早に打ち出している G L A（グレーター・ロンドン・オーソリティ）労働党マニフェストを紹介する。2004 年の G L A 選挙では、労働党候補者が首長に当選したが、議会では保守党と自由民主党が連立し過半数を制したために、マニフェストに掲げた政策を円滑に実行するのに困難が生じることも予想される。